変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、運営規程に変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

		法人に関する変更		事業所に関する変更												加算						休止	再開	廃止
							運営規程																	
チェック欄	変更があった事項 提出書類	法人の名称・所在地・代表者の氏名・住所 ※注１	法人の電話番号・ＦＡＸ番号	事業所の電話番号・ＦＡＸ番号	事業所又は施設の建物の構造・専用区画等	管理者に関する変更 ※注１・２	事業所の名称	事業所の所在地	連携する訪問看護事業所の変更（連携型のみ）	一部サービスの委託先	営業日・営業時間	従業員の変更	利用料	通常の実施地域	ＬＩＦＥへの登録	・・緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア加算	総合マネジメント体制強化加算	認知症専門ケア加算	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算 ※注８	休止	休止から再開	事業の廃止
	変更届出書（第35号様式）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 注３	○	○		△	△		△			○	
	運営規程の新旧対照表（参考様式7）	△				△	○	○	△	△	○	○ 注３	○	○		△	△		△			△	
	運営規程	△				△	○	○	△	△	○	○ 注３	○	○		△	△		△			○	
	法人の登記事項証明書	○																					
	欠格事由の誓約書（別紙20）	○																					
	事業所一覧	○ 注４	○ 注４																				
	「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」 【変更日から４週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄を設け「兼務先、職務の内容、週時間」を記載し、兼務先の勤務形態一覧表を添付してください。					○ 注５					○	○ 注３						●				○	
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○ 注５																	
	資格証明書(写)(婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書では不可】											○ 注５											
	連携先の訪問看護サービスの概要、業務契約書								○														
	委託先の訪問介護事業所の概要、業務契約書									○													
	・事業所の平面図(専用区画変更の場合は変更前も添付) ・主たる場所の写真				○			○															
	賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）				○ 注６			○															
	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙10）														○	○	○	○	○	○			
	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙11） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること														○	○	○	○	○	○			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護各種加算体制届出書（別紙12）															●		●	●				
	サービス提供体制強化加算計算書（別紙12-2）																		●				
	休止届出書（第36号様式）																				○ 注７		
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式8） ・職員の募集広告等																				○ 注７		
	再開届出書（第36号様式）																					○	
	廃止届出書（第36号様式）																						○
	・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式8）																						○

注１） 法人の代表者又は管理者を変更する場合は、変更届出書の「変更の内容」に法人代表者又は管理者（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注２） 兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。

注３） 人員の変更は、訪問介護員以外の変更について届出をしてください。

注４） 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付してください。

注５） 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注６） 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注７） 休止届は、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注８） 介護職員処遇改善加算については、市ホームページ「処遇改善加算の計画書の届出について」を参照してください。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください